

## 船荷証券に関する規定等の見直しにおける検討事項の例

### 第1 基本的な視点

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）が制定され、デジタル社会に対応した法整備の必要性が指摘されている中、船荷証券の電子化については、令和3年1月19日の規制改革推進会議投資等WG（第7回）において規制改革要望として取り上げられ、同年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずることとされるなど、政府として重点的に検討すべき課題とされている。

船荷証券等の利用状況等に関する実態調査の結果によれば、船荷証券の電子化についての需要はあるものの、規約型の電子式船荷証券の利用が必ずしも進んでいるとはい難く、その理由として法整備がされていないことが指摘されていることを踏まえると、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正を実現することにより、規約型の電子式船荷証券の利用を含む船荷証券の電子化が促進されることが想定される。

また、船荷証券の電子化については、MLET Rやロッテルダム・ルールズといった参考となるものがあり、諸外国の中には、これらを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備し、又はその検討を進めているという国がある。このような状況を踏まえると、MLET Rやロッテルダム・ルールズなどを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備するというのが現時点における国際動向ということができる。

そうすると、国際海上運送における電子化の促進や船荷証券の電子化に関する国際動向に歩調を合わせるという観点から、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正を実現することが求められているということができるものと考えられる。

### 第2 考えられる検討事項の例

#### 1 電磁的船荷証券記録の法的位置付け

電磁的船荷証券記録の法的位置付けを考えるに当たり、①電磁的船荷証券記録は、商法上の「船荷証券」そのものであるとする考え方と、②電磁的船荷証券記録は、船荷証券そのものではないが、船荷証券が発行された場合と同等の法律関係を認めるという考え方があり得る。①の考えをとる場合には、民法上の「物」の概念を拡張する必要が生じるなど我が国の法体系に大きな影響を及ぼすこととなるため、その採否については慎重に検討すべきであると考えられるが、この点について、どのように考えるか。

また、本資料においては、電子化された船荷証券を「電磁的船荷証券記録」と呼称することとしているが、電子化された船荷証券の名称について、どのように考えるか。

## 2 我が国が批准している条約との関係

船荷証券の電子化を検討するに当たっては、我が国が批准しているハーグ・ヴィスピー・ルールとの関係で、船荷証券の電子化に関する法改正を実現することが許容されるのかが問題となり得るが、この点について、どのように考えるか。

## 3 電磁的船荷証券記録の類型についての考え方

紙の船荷証券については、講学上、民法の有価証券に関する規定に従い、①指図証券型、②記名式所持人払証券型、③その他の記名証券型（裏書禁止型）、④無記名証券型の4類型があるものとされているが、電磁的船荷証券記録について、例えば、次のような考え方があり得るところ、この点について、どのように考えるか。

【A案】 指図証券型を規律せずに裏書禁止型とそれ以外の2類型のみとする考え方

【B案】 上記の4類型をそのまま維持する考え方

【C案】 記名式所持人払証券型と無記名証券型を規律せずに指図証券型と裏書禁止型の2類型のみとする考え方

## 4 電磁的船荷証券記録の発行等に関する規律

### (1) 電磁的船荷証券記録の発行の場面の規律

電磁的船荷証券記録の発行の場面の規律としては、例えば、次のような点などが問題となり得るが、これらの点について、どのように考えるか。また、他に検討すべき事項はあるか。

- ① 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求に応じて船荷証券の交付義務を負うものとされているが（商法第757条）、電磁的船荷証券記録についても運送人又は船長にその発行義務を負わせるべきか。
- ② 運送人又は船長が電磁的船荷証券記録を発行する場合において、荷送人又は傭船者の承諾だけでなく、荷受人の承諾も必要とすべきか。
- ③ 海上運送状の交付に代えて海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、荷送人又は傭船者の承諾について特定の方式が求められているところ（商法第770条第3項）、電磁的船荷証券記録の発行に際しての荷送人又は傭船者による承諾についても、同様に特定の方式を要求すべきか。

### (2) 電磁的船荷証券記録に記録すべき事項

紙の船荷証券については、商法第758条第1項にその記載事項が規定さ

れているが、電磁的船荷証券記録に記録すべき事項について、例えば、次のような点が問題となり得るが、これらの点について、どのように考えるか。また、他に検討すべき事項はあるか。

- ① 電磁的船荷証券記録については複数通発行することができないものとすることを前提に、数通発行に関する商法第758条第1項第11号に規定する事項を除外することが相当か。
- ② 電磁的船荷証券記録については、紙の船荷証券とは異なり、必ずしも「作成地」を観念することができないようにも考えられるが、商法第758条第1項第12号に規定する事項のうち「作成地」を除外することが相当か。
- ③ 電磁的船荷証券記録に記録すべき事項以外の事項について、どのように整理すべきか。

## 5 電磁的船荷証券記録の技術的要件等

### (1) 電磁的船荷証券記録の技術的要件

電磁的船荷証券記録の技術的要件について、例えば、次のような点が問題となり得るが、これらの点について、どのように考えるか。また、他に検討すべき事項はあるか。

- ① MLETではSingularity（单一性）、Control（支配）、Integrity（完全性）、Reliability（信頼性）といった要件が求められていることを踏まえ、電磁的船荷証券記録の技術的要件をどのように定めるべきか。
- ② 今後の技術発展や諸外国での立法の動向等を踏まえて柔軟に見直しをすることができるよう、省令に委任することができるようすべきか。
- ③ 国の認証を受けた機関による関与を必要とすべきか。

### (2) 電磁的船荷証券記録の支配

電磁的船荷証券記録は民法上の「物」に該当しないものとする場合には、占有そのものを観念することができないことになるため、電磁的船荷証券記録を排他的に支配する状態を観念する必要があるところ、新たな概念として「電磁的船荷証券記録の支配」を創設することが考えられる。「電磁的船荷証券記録の支配」の定義や性質等について、どのように考えるか。また、他に検討すべき事項はあるか。

## 6 電磁的船荷証券記録と船荷証券の転換

紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録に転換する場合及び電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券に転換する場合の規律について、後者の場合には電磁的船荷証券記録の支配を有する者に転換請求権を認めるべきか否かなどが問題となり得るが、この点について、どのように考えるか。また、他に検討すべき事項はある

か。

## 7 電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の在り方

電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の在り方については、次のような方向性があり得るが、この点について、どのように考えるか。

また、各方向性において、それぞれどのような規律の内容が考えられるか。特に、①案をとる場合において、紙の船荷証券に適用される商法及び民法の規定を電磁的船荷証券記録にも適用しようとするときは、どの範囲で明示的な規定を設ける必要があるかが問題となり得るが、この点について、どのように考えるか。

【①案】 電磁的船荷証券記録に紙の船荷証券と同一の効力を認めるとするなどして、紙の船荷証券と同等の効力を認める方向で検討する考え方。

【②案】 電磁的船荷証券記録の支配の移転を運送品の引渡しに係る債権の譲渡の効力要件及び対抗要件とするなどして、紙の船荷証券が発行されている場合と同等の法律関係を形成する方向で検討する考え方。

## 8 電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行

電磁的船荷証券記録そのものは「船荷証券」、「物」又は「有価証券」に該当しないものとする場合には、電磁的船荷証券記録そのものに対する強制執行は認められず、電磁的船荷証券記録の前提としての運送品の引渡しに係る債権が債権執行の対象となるものと考えられる。この場合には、運送人は、債務者への弁済を禁止されることになるため（民事執行法第145条第1項）、債務者が電磁的船荷証券記録の支配を有していてもその債務者に運送品を引き渡すことができないこととなる一方で、運送品の引渡しを請求しようとする者は、電磁的船荷証券記録の支配の移転と引換でなければ運送品の引渡しを請求することができないということとなり、特段の規律を設けない限り、法律関係が不明確になるおそれがあるため、電磁的船荷証券記録の導入に際して何らかの手当てを図ることが考えられる。何らかの手当て図ることとする場合には、どのような方策が考えられるか。

## 9 その他の個別論点

### (1) 電磁的船荷証券記録の複数通発行

紙の船荷証券とは異なり、電磁的船荷証券記録は、それ自体を紛失したり、その支配を移転する際に紛失したりするということは考え難い一方で、複数の電磁的船荷証券記録を流通させることとなると、かえって取引の安全が害されるおそれもあるため、電磁的船荷証券記録については複数通発行を認めないことが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

## (2) 留置権及び質権について

電磁的船荷証券記録そのものは「船荷証券」、「物」又は「有価証券」に該当しないものとする場合には、電磁的船荷証券記録そのものを留置権や質権等の担保物権の客体とすることはできないことになると考えられるが、この点について、どのように考えるか。

## (3) 喪失の手続

紙の船荷証券とは異なり、電磁的船荷証券記録を紛失して他の者がその支配を有するに至るといった事態は考え難い上に、何らかの理由によってシステムにアクセスすることができなくなったような場合には、そのシステムを提供する者との間で解決が図られることが想定されるため、電磁的船荷証券記録についての喪失の手続に関する規定を置く必要はないとも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

## 10 その他

船荷証券の電子化に関する法改正に向けて、他に検討すべき事項はあるか。

以 上